平成２４年（フ）第７２３号
大阪市生野区中川西１丁目１番57号　カタヤマコーポ403
債務者　稲津喜代美
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７２５号
大阪市淀川区加島１丁目57番３―103号、前住所大阪市西淀川区姫里３丁目６番19号
債務者　植山　泰夫
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７２６号
大阪市城東区諏訪４丁目22番14号
債務者　桃原ひとみ（旧姓神田）
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７２８号
大阪府東大阪市南荘町２番18号、前住所大阪府東大阪市立花町２番13号
債務者　林　　篤子（旧姓久場）
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７２９号
大阪市旭区今市１丁目７番11号
債務者　西野　路子
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７３３号
大阪市都島区都島北通１丁目12番11号　ＴＳマンション306号
債務者　大前　　賢
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７３８号
大阪府東大阪市長田２丁目13番13号
債務者　際田　　修
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７４０号
大阪府門真市堂山町２番18号
債務者　谷口　正弘
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７４１号
大阪市都島区毛馬町５丁目10番９―406号
債務者　三宅　敏子（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７４３号
大阪府池田市鉢塚３丁目14番９―211号
債務者　義井　　強（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７６号
岡山県津山市小田中1534番地２
債務者　内山　裕子
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月16日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第６３号
静岡市駿河区聖一色33番地　エレンシアＣ棟101号
債務者　北川　和広
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２４号
横浜市港北区箕輪町２丁目14番19―209号
債務者　磯貝　　直
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７４号
神奈川県大和市上和田2412番地　上和田団地４―５―401
債務者　中野美由紀（旧姓望月）
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６６０号
岡山市南区迫川855番地１
債務者　安田　正勝
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５６号
東京都昭島市拝島町４丁目15番11号
債務者　角　　光重
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３０５号
沖縄県中頭郡北中城村字島袋338番地３　２Ｆ
債務者　橋口　典生
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部